# いちのせき
# パートナーシップ宣誓制度

## パートナーシップ宣誓制度とは




パートナーシップ宣誓をした人に対し、パートナーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ宣誓書受領証カードを交付する制度で、宣誓した人がこれらを提示することで、これまでに受けられなかった行政サービスや社会的な配慮を受けやすくすることにより、日常生活で感じている悩みや生きづらさの軽減を図ろうとするものです。

一関市では、令和４年12月23日から実施しています。

## パートナーシップ宣誓とは



互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任をもって相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを市長に誓い、宣誓書に署名することをいいます。

## 宣誓を行うことができる人

パートナーシップ関係にあるお二人で、以下の要件をすべて満たす人が宣誓できます。

1. 宣誓日当日において満18歳以上の人
2. 双方または一方が、一関市内に住所を有している、または市内に転入予定である人
3. 現に配偶者がいないこと
4. 宣誓しようとする相手以外の人とパートナーシップに類する関係（事実婚を含む）にないこと
5. 双方が民法に規定される婚姻を禁止されている関係でないこと
6. 過去に、当市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと

宣誓しようとする人の双方または一方の子または親を含めて宣誓する場合は、その子または親が以下の要件を満たすことが必要です。



1. 宣誓しようとする人の双方または一方と生計が同一であること
2. 宣誓日当日において満15歳以上の子、または親については、本人の同意があること

## パートナーシップ関係とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任をもって相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人による関係、またはお二人と生計を一にする子や親を含んだ関係をいいます。



## 手続きの流れ

1. 要件の確認、書類の準備
2. 宣誓日の予約
3. 書類の提出（宣誓日の10日前まで）
4. 宣誓日の宣誓後に受領証等を交付

**令和8年11月から、性的マイノリティの人に加え、事実婚の人も対象となりました。**

お問い合わせ先　一関市まちづくり推進部 いきがいづくり課
〒021-8501
岩手県一関市竹山町７番２号
電話：0191-21-8852　FAX：0191-23-4850

一関市

いちのせきパートナーシップ宣誓書受領証の提示により利用可能な
市・民間サービスについて【令和８年 11 月１日時点】

■市のサービスについて

| No. | 制度・サービス名 | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 市営住宅などへの入居 | パートナーシップ関係にあるカップルが入居できる | 都市整備課<br>TEL：0191-21-8541 |
| 2 | 税務証明の代理申請の簡略化 | 本人と同居するパートナーは委任状なしで代理申請できる | 市民税課<br>TEL：0191-21-8241<br>資産税課<br>TEL：0191-21-8381 |
| 3 | 固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付 | 納税通知書の持参と納税者本人の承諾により、固定資産台帳（名寄帳）の写しの申請、受領ができる。 | 資産税課<br>TEL：0191-21-8381 |
| 4 | り災証明書の申請（火災以外の自然災害） | 納税通知書の持参と納税者本人の承諾により、り災証明書の申請、受領ができる | |
| 5 | 納税相談 | 納税通知書の持参と納税者本人の承諾により、納税に関する相談ができる | 収納課<br>TEL：0191-21-8261 |
| 6 | 個人情報などの開示請求、訂正請求、利用停止請求 | パートナーが亡くなった際、当該パートナーの情報開示請求ができる | 総務課<br>TEL：0191-21-8221 |
| 7 | 新婚夫婦生活支援補助金の申請 | 新生活に係る費用（家賃や引越費用等）の補助を申請できる | 交流推進課<br>TEL：0191-21-8194 |
| 8 | 住民票の続柄を変更 | 要件により続柄を縁故者とすることができる場合がある | 市民課<br>TEL：0191-21-8310 |
| 9 | 保育施設入居申込、教育・保育給付認定申請 | パートナーが保護者として代理申請できる | 児童保育課<br>TEL：0191-21-2172 |
| 10 | 両親学級などの各種教室 | パートナーと一緒に教室に参加できる<br>パートナーの子の保護者として教室に参加できる | こども家庭課<br>TEL：0191-21-4170 |
| 11 | 母子健康手帳の交付 | パートナーが代理申請および受領をすることができる（委任状が必要） | |
| 12 | 介護保険・要介護認定・要支援認定申請 | パートナーが代理申請できる | 一関地区広域行政組合介護保険課<br>TEL：0191-31-3223 |

※制度・サービスごとに所定の要件があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

■民間サービスについて

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、以下のような例がみられます。
詳しくはそれぞれの企業等にお問い合わせください。

| No. | 分野 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 携帯電話会社 | 利用料金の家族割適用 |
| 2 | 金融機関 | 住宅ローンなど |
| 3 | 不動産業 | 賃貸住宅等へのパートナーとの入居 |
| 4 | 生命保険会社 | 生命保険の死亡保険金受取人の指定 |
| 5 | 自動車保険会社 | 特約等におけるパートナーの適用 |
| 6 | 医療機関 | 患者との面会、病状説明等 |